

第3章 農村環境保全活動

1. 計画策定

(1) 生態系保全

地域における生物多様性保全に向けて、要綱基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

生物多様性保全計画は、日々の活動が適正に行われるよう、地域を知っている有識者の意見を十分参考にする等して、要綱基本方針、保全すべき生物、保全方法、活動内容等を定めるもので、これにより豊かな農村の生物多様性の保全向上が図られます。

【活動の内容】

1-1) 生物多様性保全活動の視点

農村地域の生態系は、手付かずの自然ではなく、田植え、畦畔の草刈り、水路の泥上げ等、農業生産活動や集落活動等の営みの中で作られた生態系です。このような場所では、人との共生の中でこそ生育・生息が支えられるような希少な動植物が見られることから、水田を中心とする農村生態系は、貴重なものとなっています。

ところが、近年、様々な理由から、昔からのならわしであった水路や農道等の共同管理がとどこおりがちになる等、農村の維持管理が十分に行われなくなっています。

さらに、地域外から人為的に持ち込まれて定着した「外来種」が、在来の生態系に大きな影響を与えていたりも見られています。

このような状況が続き、貴重な日本の農村の生態系が失われないために、生態系の保全活動を行う必要があります。

保全する生物は、食物連鎖の上位に位置している「上位性」や、地域の生態系を典型的に表している「典型性」、特殊な環境に依存している「特殊性」、全国的に絶滅が危惧されている「希少性」等、生態系を代表すると考えられる生物の指標性や、地域住民とのかかわり(関心の高さ等)を考慮して選定するという考え方があります。

- ・「上位性」

- 水田地域に見られるサギ類や、水田などの小規模な環境におけるタガメ等

- ・「典型性」

- ため池周辺の大規模なヨシ群落、ため池や水路等で普通に見られるフナ類等

- ・「特殊性」

- 湧水がある冷水域に生息するホトケドジョウ等

- ・「希少性」

- ニッポンバラタナゴ、ゲンジボタル等

農村の豊かな生態系、生物については以下のホームページも参照して下さい。

「生きものにぎわいのある農村を目指して」

http://www.maff.go.jp/nouson/keikaku/6-panhu_link/kankyou_panfu/panfu-kankyou2.htm

「いのちつどう農村を目指して」

http://www.maff.go.jp/nouson/keikaku/6-panhu_link/kankyou_panfu/nouson_kankyou.pdf

「農村地域の水辺の生き物」

http://www.maff.go.jp/nouson/mizu_midori/intro.html

1-2) 地域特性を考慮した計画の策定

どのような活動を通じて生態系を保全していくのかは、地域の特性を十分に踏まえて計画することが重要です。

その地域に生育・生息する動植物は、地域の気候や地形・地質等の自然的条件や、人による土地の利用等の人為的条件、また動物にとっては植物の生育状況等が重要な生息の条件となります。また、前述のとおり、外来種による生態系への影響等も地域によって、その状況が異なります。

したがって、生物多様性保全計画を立案する場合には、以下のような事項を整理した上で、地域の特徴的な生態系の保全や、地域の生態系にとっての課題が解決できるような活動を選択することが望まれます。

- ・自然的条件……気候、地形・地質、植生、生育・生息動植物、希少動植物、外来種 等
- ・社会的条件……土地利用、林業、農用地管理、水利用 等

以上のような情報は下記の文献資料に整理されています。

- ・市町村誌 …… 気候、地形、植生、生育・生息動植物等が整理されている場合があります。各市町村の役場で購入したり、地元の図書館で閲覧することができます。
- ・空中写真 …… 土地利用状況がよくわかる資料として空中写真があります。撮影年が古い場合もあるため、注意する必要があります。以下のサイトで公開されています。

国土交通省国土情報ウェブマッピングシステム

http://nlftp.mlit.go.jp/cgi-bin/WebGIS2/WF_AirTop.cgi?DT=n&IT=p

- ・土地分類基本調査 … 國土地理院発行の縮尺5万分の1地形図を基図として、土地利用の現況、土地の自然条件（地形、表層地質、土壤等）等が調査され、公表されています。

国土交通省国土政策局国土情報課

<http://tochi.mlit.go.jp/kihon-info/tochi-bunrui>

1-3) 生物多様性保全活動が有効な地域

生物多様性保全活動が有効な地域は、例えば以下の地域が考えられます。

- ・希少種等が分布している等注目される地域
- ・生態系に配慮した水路等の環境配慮施設を設置した地域
- ・外来種が多数分布し、駆除が急がれる地域

活動しようとする場所が、これらの地域に該当するかどうかについては、前項で整理した地域特性を考慮したり、判断に困ったときは、地域の有識者や市町村の担当者等に相談します。

1-4) 生物多様性保全活動の内容

生物多様性を保全する実践活動には、活動指針に示された次のような項目があります。

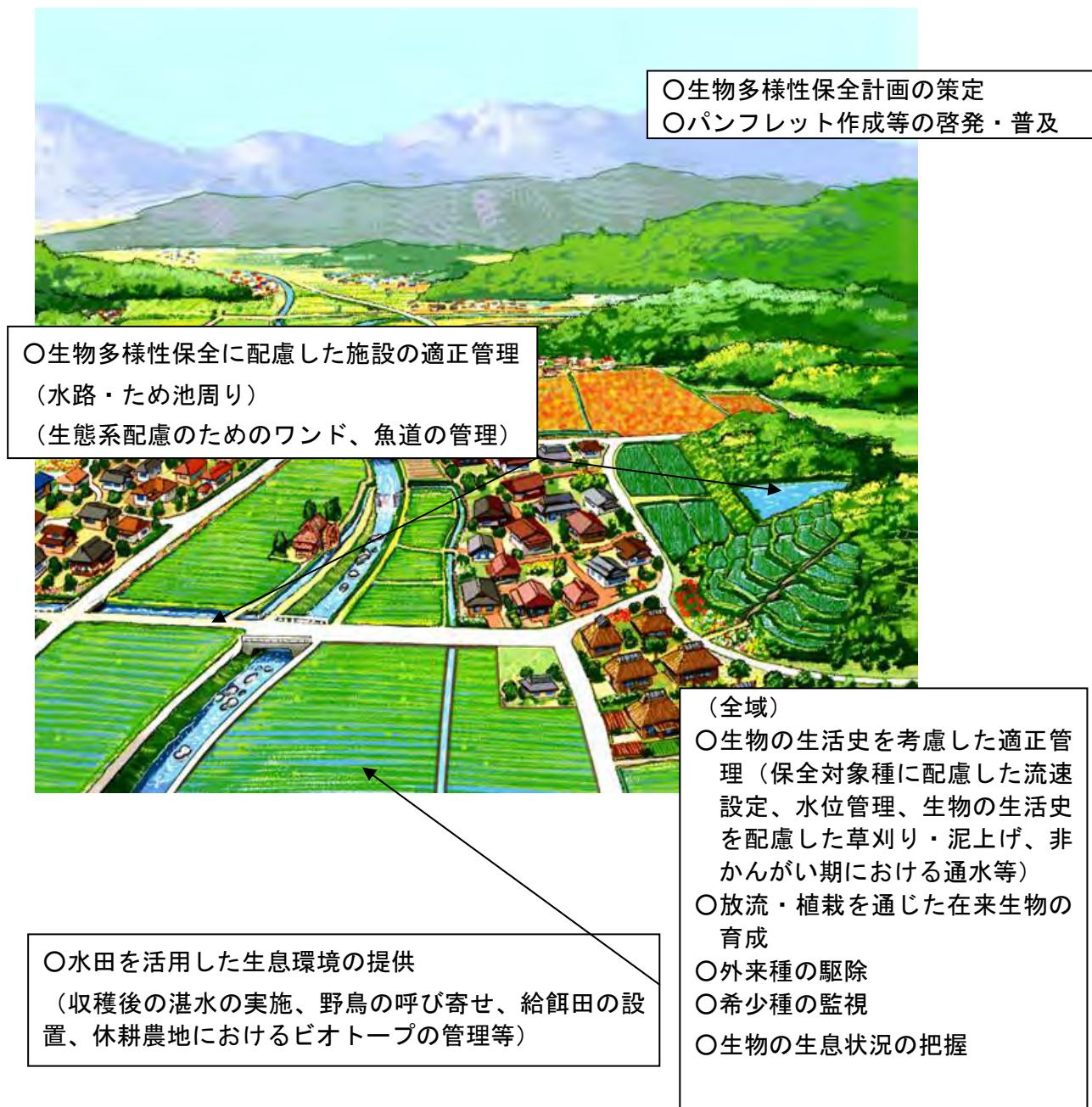
No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	生物の生息状況の把握	地域に生育・生息する生物の状況を調査し、見つけた種類や数等を記録する活動です。学校教育との連携等の啓発・普及活動と同時にできる活動です。	p217
2	生物多様性の保全に配慮した施設の適正管理	平成13年の土地改良法の改正により、生態系に配慮した石積みの水路やビオトープ（生物の生息空間）としての保全池等が設置されるようになりました。これらの施設の効果を發揮させるためには、継続的な管理が欠かせません。これらの施設の管理等を適正に行うことにより、地域本来の豊かな生態系をつくる活動です。	p226
3	水田を活用した生息環境の提供	農用地、特にかんがい期の水田は、鳥類の餌場として、また両生類や魚類、水生昆虫等のすみかとして、多くの動物に利用されます。そこで、休耕田に水を入れたり、非かんがい期に水を入れたりして、このような環境をできるだけ多く確保することが有効な活動となります。収穫後の湛水の実施、給餌田の設置、休耕農地を利用したビオトープの管理等の活動です。	p232
4	生物の生活史を考慮した適正管理	生活史とは、孵化→幼生→成体→交尾・繁殖という動植物の一生涯のサイクルを環境との係わりを含めて表す言葉です。動植物の成長や繁殖は、あるきまったく環境の条件（場所）でその営みがおこなわれますが、その営みに支障が出ないよう、施設や水の管理を調節する活動です。例えば、遡上する魚の種類に合わせて魚道の水量を変化させたり、季節ごとに池の水位を変化させる等の活動です。	p236
5	放流・植栽を通じた在来生物の育成	様々な理由によって減ってしまった在来種を、室内等の環境の管理の行き届いた場所で育て、その育てた稚魚や幼虫を放流したり、苗木を植栽すること等によって、地域全体の生物の量を増やし、地域本来の豊かな生態系をつくる活動です。	p239
6	外来種の駆除	急増している外来種を、一斉に駆除し、在来の動植物からなる地域本来の豊かな生態系をつくる活動です。	p242
7	希少種の監視	希少種の乱獲・盗掘や、安定的な生育・生息が脅かされるような環境変化がないように、定期的に生育・生息場所及びその周辺を監視する活動です。	p247

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次頁の図のようになります。

なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要です。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部への啓

発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。これらの活動の計画をまとめたものが、生物多様性保全計画となります。

生物多様性保全活動の概要



1-5) 計画に記載すべき内容

生物多様性保全計画は、前に列記した項目のうち、地域に適した項目を選んで作成します。後述の普及・啓発活動や実践活動の部分も参考に選択します。

生物多様性保全計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（要綱基本方針）

- ・地域の「自然環境の概要」を示し、生物多様性保全活動を行う「具体的な趣旨」を書きます。「自然環境の概要」は、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスターplan、市町村誌等を参考にし、「計画の具体的な趣旨」は、前節で示した「生態系に配慮した施設の適正管理」等、活動指針の活動項目を参考にします。
- ・有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

②活動の場所

- ・実践活動の場所については、市町村、大字等まで記述するほか、5千分の1程度以上の地図に、おおよその範囲を示します。活動計画書に添付する位置図で代用してもかまいません。
- ・実践活動の範囲は、全国の効果的な活動を行っている事例においても、全ての施設を対象とするものは少なく、一部の施設や地域を対象としている例が大部分です。確実に活動が行えると、地域が合意できる範囲の中で、活動を実施するケースが多いと考えられます。
- ・啓発・普及活動の場所については、看板設置場所等明らかにできるものを除いては、記入の必要がありません。

③活動内容（保全する生物、保全方法等）

- ・実践活動及び啓発・普及活動の内容を示します。

④年度活動計画

- ・年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

<生物多様性保全計画の例>

□○地域 生物多様性保全計画**1. はじめに（要綱基本方針）**

本地域は、○○山の山麓に広がる○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ広大な水田地帯が広がっている。

本地域の字△○周辺は、○△町誌においても記述されている植物の△○□の群生地であり、また、ほ場整備事業で設置された□△水路付近は、△□△の生息地となっている。

本活動計画は、地域における重要な自然環境である△○□と△□△に関して、その生育・生息地の保全の概要を示したものである。

なお、本計画を設定するにあたって、植物に詳しい町立△○中学校元教諭□凸○夫氏及び、昆虫に詳しい農業□○△子氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域の内、字△○周辺における△○□の群生地及び□△水路付近の、△□△の生息地とする。

(別添活動範囲図参照)

3. 活動内容（保全する生物、保全方法等）

活動は、△○□の群生地における夏場の草刈り及び□△水路付近△□△生息地における草刈り及び泥上げ並びに種々の普及・啓発活動である。

①△○□の群生地の夏場の草刈り

春先に可憐な花を咲かせる△○□は、日当たりの良い草地を好むため、夏場に生育地の周辺の草刈りを行う。

草刈りは△○□保存部会で、年1回実施するものとし、刈草は、隣接の□凹氏のほ場に集積する。なお、△○□は、盗掘されないよう、管理には十分注意する。

②△□△生息地における草刈り及び泥上げ

△□△は、水田地域において普通に生息する淡水魚類であるが、最近の環境の変化により、減少しているといわれている。

この魚には、ある程度の水の流れが必要であることから、年数回の草刈り及び年1回の泥上げが必要といわれている。

草刈り及び泥上げは△□△保存部会で実施するものとし、刈草は、隣接の○□氏のほ場、あげた泥は、町の廃棄物運搬車で持ち出してもらうこととする。

なお、周辺のほ場の所有者は、除草剤等の使用を控えることとする。

③啓発・普及活動

年1回勉強会を開催する。

また、水路の泥上げに合わせ、△○小学校の生物観察に協力する。

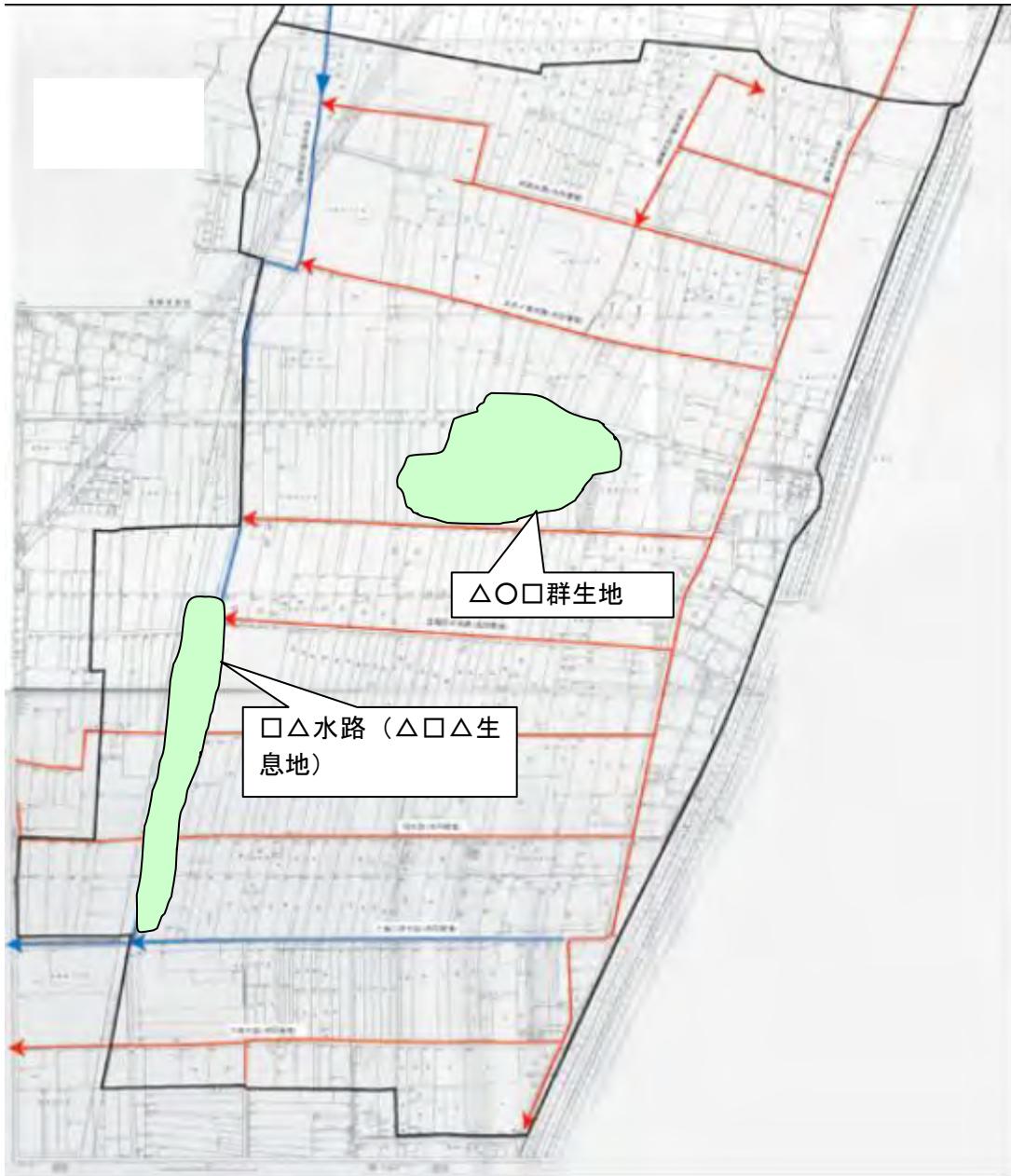
4. 年度活動計画

概ね下表の活動を考えている。

テーマ		生物多様性保全
月	活動項目・内容	参加者
4	「生物多様性保全計画の策定」：年度活動計画の打ち合わせ	△○□保存部会+△□△保存部会（合同）
5	「生物の生活史を考慮した適正管理」：水路泥上げ 「学校教育との連携」、「生物の生息状況の把握」：△○小学校生物観察	△□△保存部会 △○△保存部会と△○小学校の学童
6	「生物の生活史を考慮した適正管理」：水路草刈り	△□△保存部会
7		
8	「学校教育との連携」、「生物の生息状況の把握」：△○小学校生物観察 「生物の生活史を考慮した適正管理」：水路草刈り	△○△保存部会と△○小学校の学童 △□△保存部会
9		
10	「生物の生活史を考慮した適正管理」：△○□群生地及び水路草刈り	△○□保存部会+△□△保存部会（合同）
11		
12		
1		
2	「学校教育との連携」：生態系勉強会（出前講座）	△○□保存部会+△□△保存部会（合同）
3		

(別添)

生物多様性保全活動範囲図
(活動計画書に添付する別紙様式 1)



(2) 水質保全

1) 水質保全計画の策定

地域における水質保全に向けて、要綱基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

水質保全計画は、日々の活動が適正に行われるよう、地域を知っている有識者の意見を十分参考にして、要綱基本方針、保全方法、活動内容等を設定するもので、これにより豊かな農村の水環境の保全・向上が図られます。

【活動の内容】

1-1) 水質保全活動の視点

農業は、降雨、河川流出、蒸発等自然の水循環の中で行われるため、ほ場やため池、水路等の農業用施設で水質を保全したり向上させたりする活動は、重要な活動です。この活動は、地域の水質を、農用地、農業用水等の資源によって向上させることを目的に実施するもので、利水上水質に課題のある地区や、地域の下流に池沼等の閉鎖性水域や漁場がある場合に、特に有効な活動となります。

この活動は、

- ・農用地、農業用水路に水質を浄化する機能をもたせ、それを管理するもの
 - ・農用地からの排水や排水路から河川等への排水を制御するもの
 - ・水質を調査して記録するもの
- 等があげられます。

1-2) 地域特性を考慮した計画の策定

どのような活動を通じて水質を保全していくのかは、地域の特性を十分に踏まえて計画することが重要です。

その地域の水質は、地域の気候や地形・地質等の自然的条件や、人による土地利用等の人為的条件によって異なります。

したがって、水質保全活動計画を立案する場合には、以下のような事項を整理した上で、地域の水質保全上の課題が解決できるような活動を選択することが望まれます。

- ・自然的条件……気候、地形・地質、土壤、植生、水系 等
- ・社会的条件……土地利用、林業、農用地管理、水利用 等

以上のような情報は下記の文献資料に整理されています。

・市町村誌 …… 気候、地形、植生、生育・生息動植物等が整理されている場合があります。各市町村の役場で購入したり、地元の図書館で閲覧することができます。

・空中写真 …… 土地利用状況がよくわかる資料として空中写真があります。撮影年が古い場合もあるため、注意する必要があります。以下のサイトで公開されています。

国土交通省国土情報ウェブマッピングシステム

http://nlftp.mlit.go.jp/cgi-bin/WebGIS2/WF_AirTop.cgi?DT=n&IT=p

・公共用水域水質調査結果 …… 河川等では国や自治体により定期的に水質調査が行われています。都道府県の環境白書（県庁等で閲覧できます）や、ホームページに掲載されているほか、以下のサイトでも公開されています。

(独) 国立環境研究所 環境 GIS

<http://www-gis.nies.go.jp/>

・土地分類基本調査 …… 国土地理院発行の縮尺5万分の1地形図を基図として、土地利用の現況、土地の自然条件（地形、表層地質、土壤等）等が調査され、公表されています。

国土交通省国土政策局国土情報課

<http://tochi.mlit.go.jp/kihon-info/tochi-bunrui>

1-3) 水質保全活動の有効な地域

水質保全活動が有効な地域は、下流に池沼等の閉鎖性水域や漁場等があるところです。また、田園環境整備マスターPLAN等に従って、水質浄化施設を設置した地域、ヨシ等を水路に植栽した地域、親水施設を有する地域等も、対象となる可能性があります。判断に困った時は、有識者や市町村の担当者等に相談します。

1-4) 水質保全活動の内容、

水質を保全する実践活動には、活動指針に示された次のような項目があります。

No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	循環かんがいの実施	農業用排水路から河川等へ流れ出る水の汚濁物質量を軽減するため、地域の下流部をせき止めて、排水をポンプで再び上流へ揚水し、用水として循環利用することをいいます。	p200
2	水質保全を考慮した施設の適正管理	農業用排水路や排水調整池に、ヨシやセリ等の水質を浄化する植物を植栽することや、活性炭等を設置し、それらを管理することによって水中の窒素等を吸収させ、水質を浄化することをいいます。また、沈砂池から土砂上げをする等の適正な管理をいいます。	p202
3	水田からの排水(濁水)管理	代かき時や田植え時に、水田から濁水(排水)が流れ出るのを防ぐために排水止水板をしたりして管理することをいいます。	p204
4	水質モニタリングの実施・記録管理	水田の排水管理等の効果を確認するとともに、農家や住民の意識の向上を図るため、水質調査により水質の実態を把握して、その記録を残すことをいいます。	p206

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次頁の図のようになります。

なお、実践活動と関連して啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要な役割を果たします。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部での啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して、農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

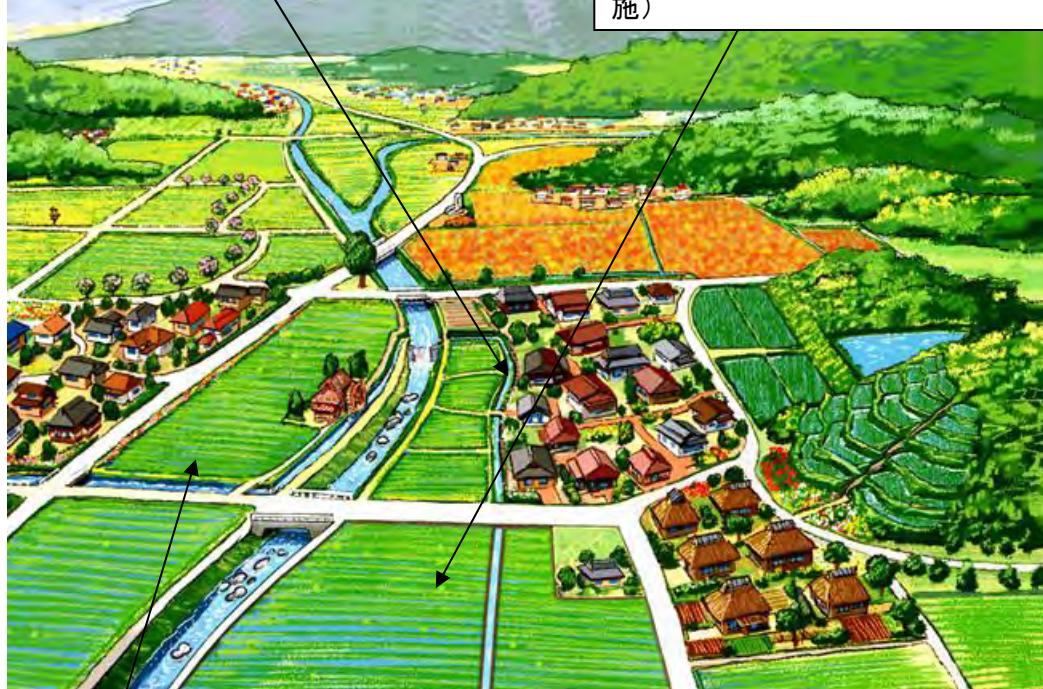
これらの活動の計画をまとめたものが、水質保全計画となります。

水質保全活動の概要

- 水質保全計画の策定
- パンフレット作成等の啓発・普及

- 水質保全を考慮した施設の適正管理（排水路等へのヨシ等の植栽・管理、浄化池の泥あげ、清掃等）

- 水田からの排水（濁水）管理（排水止水板の適正管理、無代かき栽培等の実施）



- 水質モニタリングの実施・記録管理

- 循環かんがいの実施

1-5) 計画に記載すべき内容

水質保全計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（要綱基本方針）

- ・地域の自然や歴史の概要を示し、水質保全活動を行う具体的な趣旨を記載します。特に、下流域の水質の状況を記述します。記述にあたっては、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスターplan、市町村誌等を利用します。計画の具体的な趣旨は、前節で示した「水質保全を考慮した施設の適正管理・沈砂地の適正管理」等、活動指針の活動項目を参考にします。
- ・有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

②活動の場所

- ・活動の場所は、水質保全活動が最も有効な水路、ため池等を選定し、範囲を設定します。この場合、設定範囲は、地域全体である必要はありません。
- ・5千分の1程度以上の地図に、この活動の範囲を示します。活動計画書に添付する位置図で代用してもかまいません。

③活動内容（保全方法等）

- ・実践活動及び啓発・普及活動の内容を示します。

④年度活動計画

- ・年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

<水質保全計画の例>

□○地域 水質保全計画

1. はじめに（要綱基本方針）

本地域は、□▽湖の上流に広がる水田地帯で、○○盆地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけた優良農用地となっている。しかしながら、近年混住化により、水質の悪化がみられ・・・・。

本地域では、水路沿いにヨシを植栽し、それを共同で管理することにより、悪化している水質を浄化するとともに、その状況を小学生による簡易水質調査で監視し、環境教育にも貢献するものとする。

なお、本計画を設定するにあたって、有識者として、町立△○中学校教諭□○夫氏及び農業 □○△子氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域の内、□△水路のヨシ植栽箇所及び字△○周辺における観測場所とする。

（別添活動範囲図参照）

3. 活動内容（保全方法等）

活動は、□△水路のヨシの管理（草刈り及び清掃）及び字△○周辺における水質簡易測定並びに種々の啓発・普及活動である。

①□△水路のヨシの管理

□△水路のヨシは、平成○年に□▽事業により植栽されたものである。

梅雨期から夏期は、水路沿いの雑草が繁茂するとともに、ごみが散在するため、月1回の管理として草刈り及び清掃を行うことが必要である。なお、9月より翌年5月までは、草丈の伸長が遅いため2か月に1回の清掃を行うこととする。

②字△○周辺における簡易水質観測

当該箇所は、地区の下流にあり、水質のチェックは重要な活動である。この活動を、□▽小学校□年生の総合学習の時間に行い、環境教育にも資するものとする。

③啓発・普及活動

年1回、水質保全に関する勉強会を開催する。

また、水路の管理（清掃活動）に合わせ、△○小学校の写生大会に協力するものとする。

4. 年度活動計画

概ね下表の活動を考えている。

テーマ		水質保全
月	活動項目・内容	参加者
4	「水質保全計画の策定」：年度活動計画の打ち合わせ	対象組織代表+□小学校教諭、P T A代表
5	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い清掃	対象組織
6	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い草刈り及び清掃	対象組織
7	「学校教育等との連携」、「水質保全を考慮した施設の適正管理」、「水質モニタリングの実施・記録管理」：水路沿い草刈り及び清掃、水質分析 (□小学校と合同)	対象組織+□小学校 P T A
8	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い草刈り及び清掃	対象組織
9		
10	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い清掃 「学校教育等との連携」：□小学校写生大会	対象組織 □小学校□年生
11		
12	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い清掃	対象組織
1		
2	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い清掃 「啓発活動」：水質保全勉強会	対象組織
3		

(別添)

水質保全活動範囲図
(活動計画書に添付する別紙様式 1)



2) 農地の保全に係る計画の策定

地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、要綱基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

農地の保全に係る計画の策定は、日々の活動が適正に行なわれるよう、地域を熟知している有識者の意見を参考にするなどして、要綱基本方針、保全対象、保全方法、活動内容等を定めるもので、これにより農地からの濁水や土砂流出を防止し、農地の保全や下流域への影響の低減を図ります。

【活動の内容】

(1) 農地保全活動の視点

農地からの土砂、濁水等の流出を抑制するための施設を設置し、これを適正に維持管理します。

①排水路沿いの林地帯等の適正管理

畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯を適正に維持管理し、水質の保全を図ります。

②沈砂池の適正管理

農地に流入した濁水等（雨水）を池内に貯留し、土砂分を沈降させ上水を流下せらるようになります。沈砂地に大量の堆積物が残留している場合、濁水が沈砂地に滞留しないまま流出することとなるので、普段から土砂上げ等の適正な維持管理を行なうようにします。

③グリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）の適正管理

畑地周辺、水路沿い等に植物を植えグリーンベルトを形成し、畑の土、降雨による濁水の流出を抑制します。維持管理として、その補植、生育管理、グリーンベルトに用いた種以外の種の草刈り等を行ないます。また、畦畔は、時間の経過と共に形状の変化、沈下、破損等が発生するので機能診断の結果に基づき機能を保持の観点から、経常回復等の対策をとることが必要です。

④非耕作期間の植栽管理

非耕作期に、マルチ、敷きわら、花等の植栽管理により、裸地を減らし、降雨時の土壤の流出を抑制します。

⑤農用地からの風塵の防止活動

風塵による影響が著しい畑地周辺の集落では、風塵防止のための並木を整備することにより、畑地からの風塵の影響を低減します。

これらの具体的な方法については、実践活動部分に記載しています。

(2) 地域特性を考慮した計画の作成

どのような活動を通じて土砂流出・濁水発生の防止措置を保全していくのかは、地域の特性を十分に踏まえて計画することが重要です。

その地域に生育する植物は、地域の気候や地形・地質等の自然的条件や、土地の利用状況等の人為的条件等により異なります。また、気象状況についても地域によって大きく異なることから、以下のような事項を整理したうえで、地域の特性に合った活動を選択する必要があります。

- ・自然的条件・・・気候、地形・地質、土壤、植生、水系等
- ・社会的条件・・・土地利用、林業、農用地管理、水利等

下記ホームページのような情報を有効利用すると便利です。

気象統計情報：気象庁

<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>

自然環境保全基礎調査（植生図の閲覧）：環境省 生物多様性情報システム

http://www.biodic.go.jp/kiso/fnd_f.html

(3) 農地の保全活動の内容

農地の保全活動には、次のような項目があります。

No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	排水路沿いの林地対等の適正管理	畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行います。または、林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行います。	p211
2	沈砂池の適正管理	土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜柵の設置や、泥上げやその施設への植栽を行い適正な維持管理を行います。	p213
3	土壤流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理	農用地からの土壤流出を抑制するためにグリーンベルト（緑地帯、畦畔等）等の設置や適切な維持管理を行います。	p214
4		非耕作期に、マルチ、敷きわら、花等の植栽管理により、裸地を減らし、直接農地の表面が降雨に叩かれるのを防ぎ、濁水の発生を抑制するようにします。	
4	農用地からの風塵の防止活動	農用地周辺に立地する住宅地等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行います。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な管理を行います。	p216

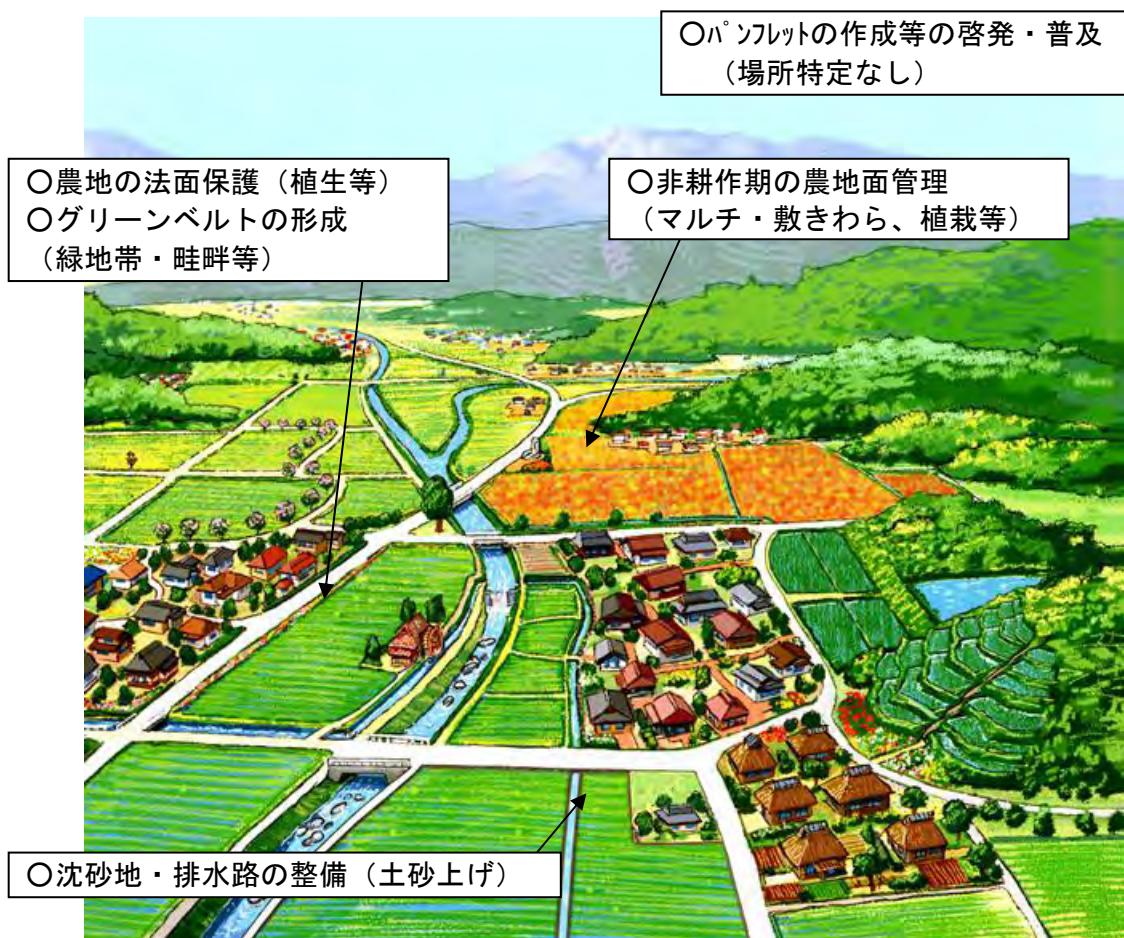
以上の実践活動項目を具体的に示すと、次項の図のようになります。

なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重

要になります。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部への啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

これらの活動の計画をまとめたものが、農地の保全に係る計画となります。

農地の保全活動の概要



<農地保全計画の例>

□○地域 農地保全計画（土砂流出防止）**1. はじめに（要綱基本方針）**

本地域は、○○山の山麓に広がる○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ広大な水田地帯が広がっている。

本地域の字△○周辺は、これまで水害に悩まされることはなかったが近年の気象状況の変化から急激な降雨に見舞われることもあり、これに起因する濁水発生・土砂流出が懸念される。

本活動計画は、地域の農地からの肥沃な表層土壤の流亡の防止や、濁水及び土砂の流出による河川水質や生活環境への影響軽減に関し、農地の保全の概要を示したものである。

なお、本計画を設定するにあたって、気象状況に詳しい○○研究所□凸主任研究員及び、地域の流況に詳しい農業普及員 □○△氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域内の30%以上の面積の農地及び沈砂地・水路で実施する。

(別添活動範囲図参照)

3. 活動内容（保全する生物、保全方法等）

活動は、点検・機能診断の際や降雨後の状況確認を通じて、施設の侵食や破損箇所が見られた場合や、早期に対策を講ずるべき場所があった場合に早急に対応して濁水発生・土砂流出を防止するもので、併せて種々の普及・啓発活動も実施するものである。

①農地の法面の点検

降雨等による侵食や、植生が剥がれている箇所がないか点検し、適時整備する。

草等が鬱そうとして、農地や農道の障害となっている場合は、関係する農業者に呼びかけ、草刈りを年2回程度実施するものとし、刈草は、隣接の□凹氏のほ場に集積する。

②グリーンベルト・畦畔の点検

グリーンベルトの植え付けが必要な部分や枯れたり撤去されている箇所がないかを点検し必要に応じて植え付けを行なう。なお、植え付けた植物によっては、管理を怠ると高くなるものもあるため適宜、刈り取りを行なうよう各農家で管理する。

③沈砂地・排水路の泥上げ

沈砂地の容量、排水路の流量を確保するため、一定量の土砂が堆積したら地域住民の協力も仰ぎ、泥上げを行なう。撤去した土砂は、脱水後、法面補修等に使用する。

④啓発・普及活動

年1回勉強会を開催する。

また、水路の泥上げに合わせ、△○小学校の生物観察に協力する。

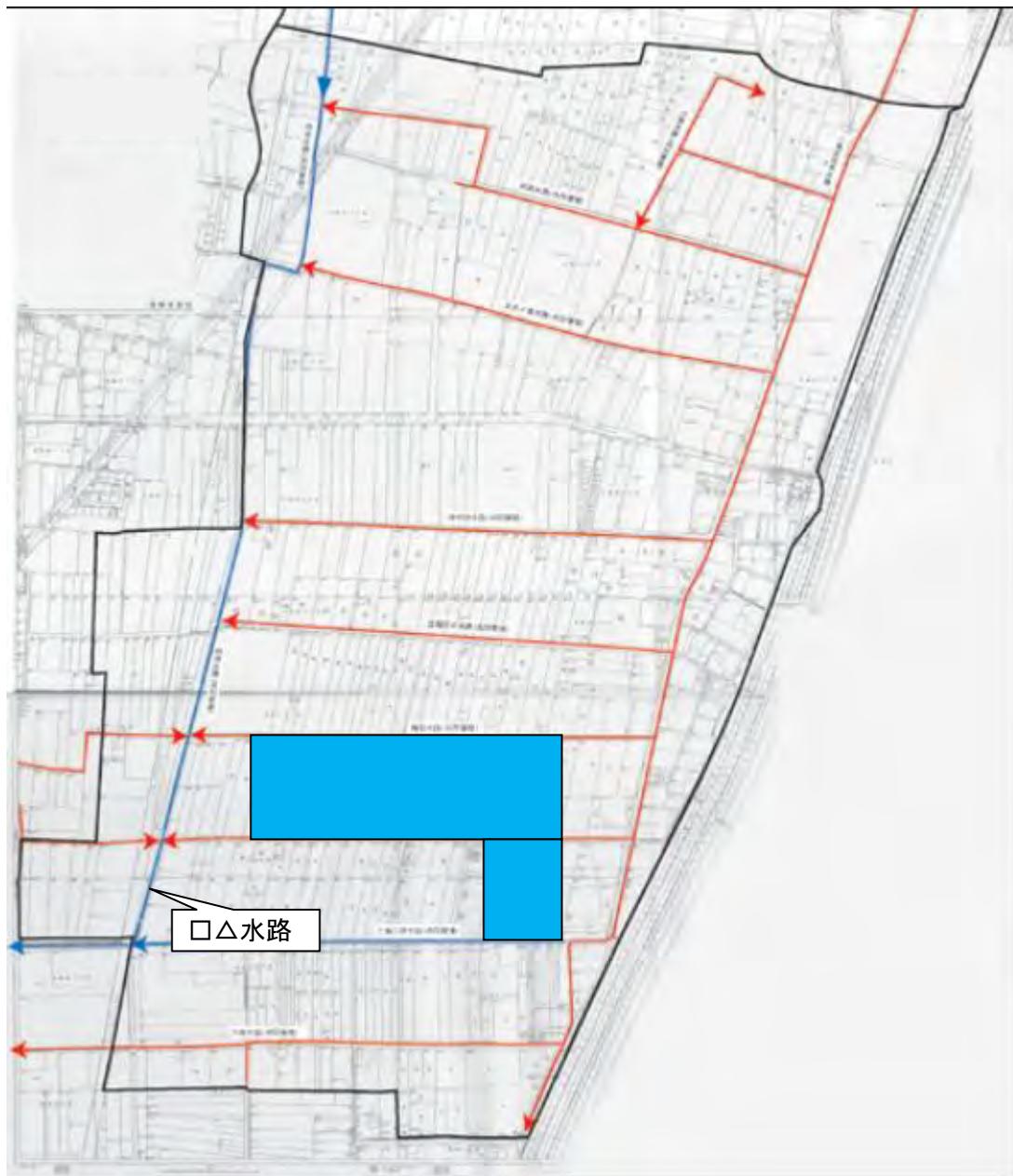
4. 年度活動計画

概ね下表の活動を考えている。

テーマ		農地の保全
月	活動項目・内容	参加者
4	「農地保全計画の策定」：年度活動計画の打ち合わせ	農業者、地域住民（非農家）
5	「降雨時の排水状況確認」 「降雨後の法面等侵食状況の確認」：見回り	農業者
6	「降雨時の排水状況確認」 「降雨後の法面等侵食状況の確認」：見回り	農業者
7	「沈砂地・水路の機能向上活動」：土砂上げ	農業者、地域住民（非農家） ○○小学校の学童（生物観察）
8	「降雨時の排水状況確認」 「降雨後の法面等侵食状況の確認」：見回り	農業者
9	「降雨時の排水状況確認」 「降雨後の法面等侵食状況の確認」：見回り	農業者
10	「沈砂地・水路の機能向上活動」：土砂上げ	農業者、地域住民（非農家） ○○小学校の学童（生物観察）
11	「グリーンベルトの点検」 「非耕作期間の農地面管理」：見回り	農業者
12	「グリーンベルトの点検」 「非耕作期間の農地面管理」：見回り	農業者
1	「グリーンベルトの点検」 「非耕作期間の農地面管理」：見回り	農業者
2	「グリーンベルトの点検」 「非耕作期間の農地面管理」：見回り	農業者
3	「啓発活動」：農地保全（土砂流出防止）の勉強会	農業者、地域住民（非農家） ○○小学校の学童（生物観察）

(別添)

農地保全活動範囲図
(活動計画書に添付する別紙様式1)



対象水田

(3) 景観形成・生活環境保全

地域における景観形成・生活環境保全に向けて、要綱基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

景観形成・生活環境保全計画は、日々の活動が適正に行われるよう、地域を知っている有識者の意見を十分参考にして、要綱基本方針、目標達成方法、活動内容等を設定するもので、これにより豊かな農村の景観や生活環境の保全向上が図れます。

【活動の内容】

1-1) 景観形成・生活環境保全活動の視点

農村地域の景観は、人が自然に働きかけながら、長い年月をかけて作り出されたもので、地域固有の美しさを持っています。その景観には、

- ・農業と地域社会が溶け合った、生活感溢れる景観
- ・農用地が周辺の自然環境と結びついた二次的自然として構成する水辺や緑の景観
- ・世代を超えて、労働や日々の暮らしを通じて継承されている農作業やお祭り等の伝統文化に係る景観
- ・農業、自然、生活、文化が凝縮された農村景観 等

多様な要素があります。これらの景観を保全し、さらに向上させるために、景観形成の活動は重要です。

また、農村の生活環境保全には、農業用水が役立っています。農業用水路を流れる水は生活用水、防火用水、消雪用水等の地域用水として、管理されることにより、地域の生活に密着し、環境保全に貢献します。

1-2) 地域特性を考慮した計画の策定

どのような活動を通じて景観を保全していくのかは、地域の特性を十分に踏まえて計画することが重要です。

その地域の景観は、地域の気候や地形・地質等の自然的条件や、人による土地の利用の歴史等の人為的条件等により、その成り立ちが異なります。

したがって、景観形成・生活環境保全活動計画を立案する場合には、以下のような事項を整理した上で、地域の特徴的な景観が保全できるような活動を選択することが望まれます。

- ・自然的条件……気候、地形・地質、植生 等
- ・社会的条件……土地利用、伝統的建造物、伝統的農法 等

以上のような情報は下記の文献資料に整理されています。

・市町村誌 …… 歴史、伝統、気候、地形、植生等が整理されている場合があります。各市町村の役場で購入したり、地元の図書館で閲覧することができます。

・空中写真 …… 土地利用状況がよくわかる資料として空中写真があります。撮影年が古い場合もあるため、注意する必要があります。以下のサイトで公開されています。

国土交通省国土情報ウェブマッピングシステム

http://nlftp.mlit.go.jp/cgi-bin/WebGIS2/WF_AirTop.cgi?DT=n&IT=p

・土地分類基本調査 …… 国土地理院発行の縮尺5万分の1地形図を基図として、土地利用の現況、土地の自然条件（地形、表層地質、土壌等）等が調査され、公表されています。

国土交通省国土政策局国土情報課

<http://tochi.mlit.go.jp/kihon-info/tochi-bunrui>

1-3) 景観形成・生活環境保全活動が有効な地域

景観形成活動が有効な地域としては、農村独特の美しい景観を持っている地域があげられます。例えば、散居村や棚田の景観やはさ木等の伝統的な農法を残している地域の景観があれば、この活動を行うことが有効です。

また、地域住民の利用が多い場所や、景観の悪化が著しい地域においても、この活動を行うことが有効です。

生活環境保全活動が有効な地域としては、農業用水が地域用水として利用されているところや風塵等の被害の著しいところがあげられます。

1-4) 景観形成・生活環境保全活動の内容

景観形成活動や生活環境保全活動には、活動指針に示された次のような項目があります。

No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	非かんがい期における通水	水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水する活動です。	P251
2	農業用水の地域用水としての利用・管理	農業用水路を流れる水は、集落の生活用水、防火用水、消雪用水等の地域用水として利用され、集落の生活環境保全に役立っています。この用水の管理は、農産物の生産のために用いる水の管理を地域用水利用の観点から行われる活動で、有力な環境保全活動です。	P253
3	景観形成のための施設への植栽等	用排水路や農道の斜面にシバザクラ等の景観植物を植栽、管理することや、農道の歩道部分に木材チップを敷き管理する等、地域の景観に調和した活動や地域の景観を創造する活動です。	P256
4	農用地等を活用した景観形成活動	屋敷林の適正管理、廃屋の撤去、複数の施設の壁の同系色化を実施し、景観を保全する活動です。	P259
5	伝統的施設や農法の保全・実施	地域に残っている伝統的土地改良施設の保全や、地域で古くから行われてきた農法を実施することにより、地域古来の景観を保全する活動です。	P261
6	施設等の定期的な巡回点検・清掃	ごみの不法投棄防止のために巡回点検することや、農用地、農業用施設等のごみを定期的に除去する活動です。	P264

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次頁の図のようになります。

なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要な要素になります。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部への啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

これらの活動の計画をまとめたものが、景観形成・生活環境保全計画となります。

景観を形成する活動や生活環境を保全する活動

○景観形成計画の策定

○生活環境保全計画の策定

○パンフレットの作成等の啓発・普及
(場所特定なし)

○景観形成のための施設への植栽等

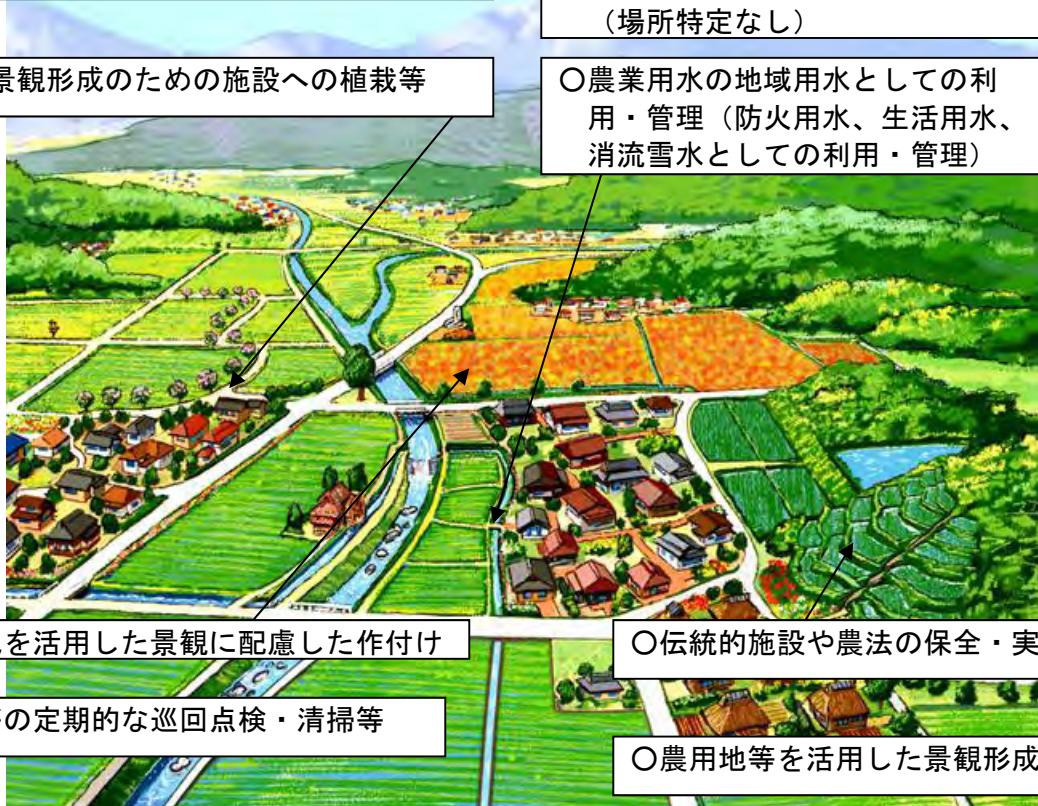
○農業用水の地域用水としての利
用・管理(防火用水、生活用水、
消流雪水としての利用・管理)

○農用地を活用した景観に配慮した作付け

○伝統的施設や農法の保全・実施

○施設等の定期的な巡回点検・清掃等

○農用地等を活用した景観形成活動



1-5) 計画に記載すべき内容

保全計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（要綱基本方針）

- ・地域の自然や歴史の概要を示し、景観形成・生活環境保全活動を行う具体的な趣旨を記載します。自然環境の概要是、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスターplan、市町村誌等を参考にし、計画の具体的な趣旨は、前節で示した「農業用水の地域用水としての利用・管理」等、活動指針の活動項目を参考にします。
- ・有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

②活動の場所

- ・実践活動の場所については、市町村、大字等まで記述するほか、5千分の1程度以上の地図に、およそその範囲を示します。活動計画書に添付する位置図で代用してかまいません。
- ・活動の範囲は、必ずしも地域全域である必要はありませんが、豊かな農村景観を目指す場合は、できるだけ広範囲に設定します。

③活動内容

- ・実践活動及び啓発・普及活動の内容を示します。

④年度活動計画

- ・年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

<景観形成計画の例>

□○地域 景観形成計画

1. はじめに（要綱基本方針）

本地域は、歴史的に・・・・、○○山の山麓に広がる、○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ・・・・。その景観は、日本では、比較的普通に見られる農村風景であるが、世界的に見ると非常に貴重なものであり、専門家の□○氏もその保全が重要であると指摘している。

本地域の□△水路沿いは、アジサイの植栽により景観形成がなされているとともに、字△○周辺は、○△町誌においても記述されている美しい農村景観の代表地である。

本活動計画は、地域における美しい農村景観を代表する□△水路沿い及び字△○について、景観形成することを目的として設定されたものである。

なお、本計画を設定するにあたって、有識者として、町立△○中学校元教諭□凸○夫氏及び農業□○△氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域の内、□△水路のあじさい植栽箇所及び字△○周辺における農村景観とする。（別添活動範囲図参照）

3. 活動内容

活動は、□△水路のアジサイの植栽の管理及び字△○周辺における農村景観の管理並びに種々の啓発・普及活動である。

①□△水路のアジサイの植栽の管理

□△水路のアジサイは、付近の△○寺の境内のアジサイが町の名所になっていることにちなみ平成○年に植栽されたもので、地域全体として、良好な景観をつくりだしている。

梅雨期から夏期においては、水路沿いの雑草が繁茂するとともに、ごみが散在するため、景観の維持のため月1回の草刈り及び清掃を行うことが必要である。なお、9月より翌年5月までは、2か月に1回の清掃を行うこととする。

②字△○周辺における農村景観の管理

当該箇所は、屋敷林が良好な農村景観を形成しており、町誌にも記載されている。

この景観を守るために、2ヶ月に1回はさ木の周辺の清掃活動及び屋敷林の下草刈り、清掃活動を実施することとする。

③啓発・普及活動

年1回景観に関する勉強会を開催する。

また、あじさい水路の管理（清掃活動）に合わせ、△○小学校の写生大会に協力するものとする。

4. 年度活動計画

概ね下表の活動を考えている。

テーマ		景観形成計画
月	活動項目・内容	参加者
4	「景観形成・生活環境保全計画の策定」：年度活動計画の打ち合わせ	あじさい水路管理部会+△○農村景観保存部会（合同）
5	「施設等の定期的な巡回点検・清掃」：水路沿い清掃	あじさい水路管理部会
6	「施設等の定期的な巡回点検・清掃」：水路沿い及び屋敷林等草刈り及び清掃	合同
7	「施設等の定期的な巡回点検・清掃」：水路沿い草刈り及び清掃	あじさい水路管理部会
8	「施設等の定期的な巡回点検・清掃」：水路沿い及び屋敷林等草刈り及び清掃	合同
9		
10	「学校教育等との連携」、「施設等の定期的な巡回点検・清掃」：水路沿い及び屋敷林等清掃 小学校写生大会	合同
11		
12	水路沿い及び屋敷林等清掃	合同
1		
2	水路沿い及び屋敷林等清掃 景観勉強会	合同
3		

(別添)

景観形成活動範囲図
(活動申請書に添付する別紙様式1)



(4) 水田貯留機能増進・地下水かん養

1) 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、要綱基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

水田貯留機能増進計画は、日々の活動が適正に行われるよう、地域を知っている有識者の意見を十分参考にして、要綱基本方針、活動内容等を設定するもので、これにより農用地や水路等が持つ水田貯留機能向上が図れます。

【活動の内容】

1-1) 水田貯留機能増進活動の視点

水田は、作物を生産する他に、大雨を一時的に貯水して、水の流れを緩やかにする働きをもっています。また、地下水のかん養にも役立っており、水田に張った水が、徐々に地下に浸透して地下水になります。

水田貯留機能増進は、こういった水田特有の役割をさらに強化するものです。例えば、水田の排水口に排水調整板を入れて、河川等への排水を遅くしたりする活動があります。

このような活動は、農用地を含め、国土を保全するという観点で重要です。

どのような活動が有効かは、地形条件、地質条件、利用できる地表水の量の条件、土壤の条件等の地域の特徴に左右されます。身近におられる有識者の助言を得ながら、無理のない計画をたてる必要があります。

なお、水田貯留機能については以下のホームページを参照して下さい。

[水田貯留機能（洪水防止機能）について]

農業用水が有する多面的機能について

http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/agwater_antei/a_function/index.html

1-2) 水田貯留機能増進活動の有効な地域

地形や地質等の地域の自然環境によりますが、一般的に下流に大雨時に冠水被害がある地域がある場合には、水田貯留機能増進活動が有効です。

1-3) 水田貯留機能増進活動の内容

水田貯留機能増進活動は、本来持っている農用地の国土保全機能を向上させるもので、具体的には活動指針に示された次のような項目があります。

No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	水田の貯留機能向上活動	<p>大雨時に農用地からの排水を調節するため、農用地の排水口に排水調整板を設置や、農用地の貯水機能を向上させるために畦畔のかさ上げを行う活動です。</p> <p>大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行う活動です。</p>	p266

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次頁の図のようになります。

なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要な要素になってきます。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部への啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

これらの活動の計画をまとめたものが、水田貯留機能増進に係る地域計画となります。

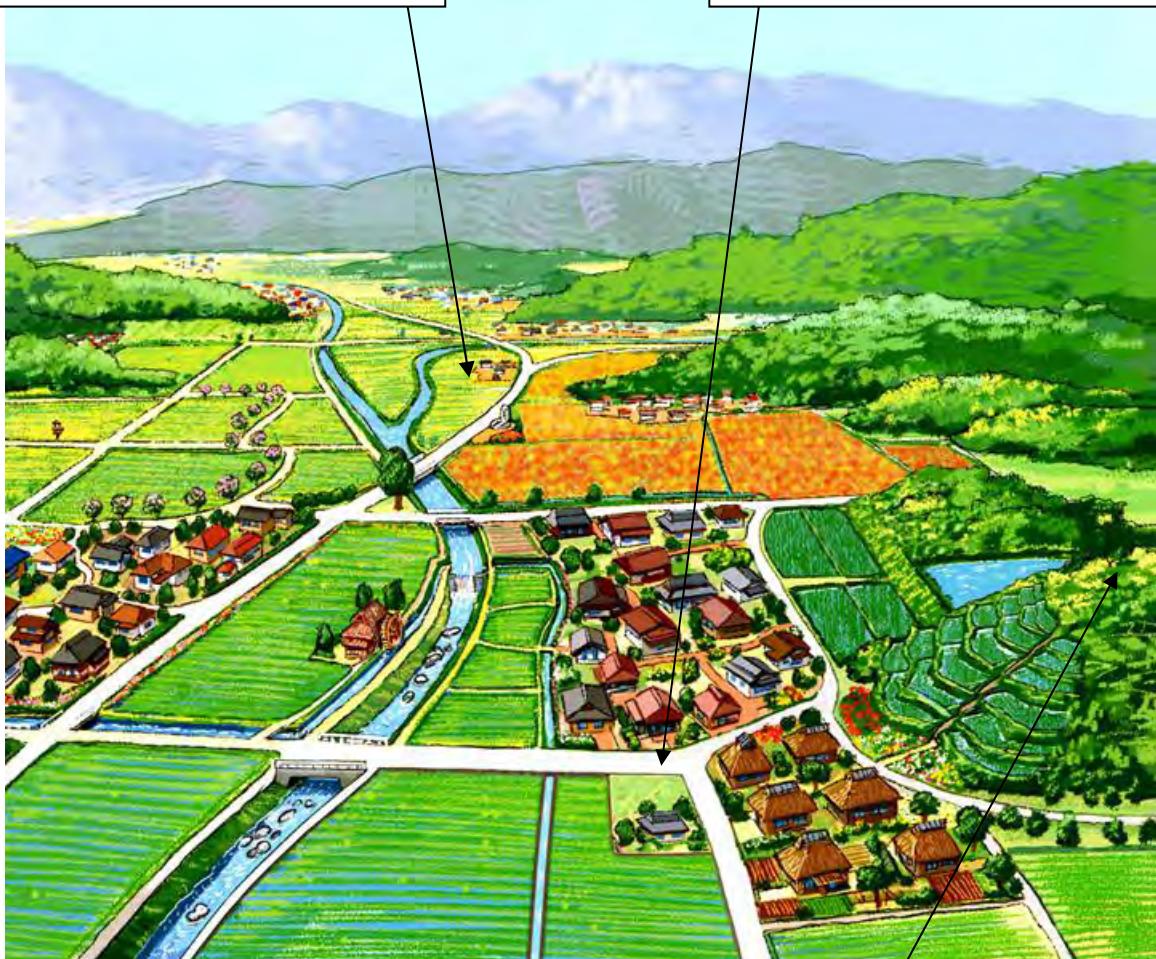
水田貯留機能増進活動の概要

○水田の貯留機能向上活動

(排水調整板の設置・管理、畦畔のかさ上げ)

○地域排水機能向上のための施設操作

○水源かん養林の保全



1-4) 計画に記載すべき内容

保全計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（要綱基本方針）

地域の自然条件の概要を示し、水田の貯留機能増進活動を行う具体的な趣旨を記載します。自然環境の概要是、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスターplan、市町村誌等を参考にし、計画の具体的な趣旨は、前節で示した「水田貯水機能向上」等、活動指針の活動項目を参考にします。

なお、有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

それぞれの活動の例は以下の通りです。活動内容の詳細はⅢ. 実践活動の章を参照してください。

(水田の貯留機能増進活動の例)

- ・水田の排水枡に排水調整板を設置して管理したり、畦畔のかさ上げを行うことにより、水田の貯留機能を向上させること。

②活動の場所

- ・実践活動の範囲は、地域全体である必要はありません。
- ・5千分の1程度以上の地図に、この活動の範囲を示します。活動計画書に添付する位置図で代用してもかまいません。

③活動内容

- ・活動の内容を示します。
- ・実践活動及び啓発・普及の活動の内容を記載します。

④年度活動計画

- ・年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

<水田貯留機能増進計画の例>

□○地域 水田貯留機能増進計画

1. はじめに（要綱基本方針）

本地域は、歴史的に・・・・、○○山の山麓に広がる、○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ・・・・。

本地域の□△水路沿い○△集落は、低平地で、毎年のように湛水の被害を被っているため、上流に分布する水田について、貯留機能を増強することが求められている。

□○県によれば、地域内約 27%の水田について、排水柵に排水調整板を設置して、適切に管理することにより、水路沿いの被害を減らすことができるため、本水田貯留機能向上活動計画では、30%以上の協力水田を求め、排水調整板を設置することとした。

なお、本計画を設定するにあたって、有識者として、□□研究所□○主任研究員及び農業普及員 □○△子氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域の内、30%以上の面積の水田で実施するものとする。

（別添活動範囲図参照）

3. 活動内容

活動は、各水田の排水柵の中に、排水調整板を設置し、大雨時に水田に一時的に貯水し、水田の貯留機能を向上させるもので、併せて種々の普及・啓発活動も実施するものである。

①排水調整板の設置及び管理

□△県が示した規格の排水調整板を、かんがい期の 4 月から 10 月にかけ設置し、必要に応じて見回り等を行い、管理するものとする。

調整板の管理については、以下のことに注意すること

- ・調整板の穴は、排水機能を残したものであるため、その穴に草等がつまらないようにする。

②啓発・普及活動

年 1 回水田の貯留機能に関する勉強会を開催する。

4. 年度活動計画

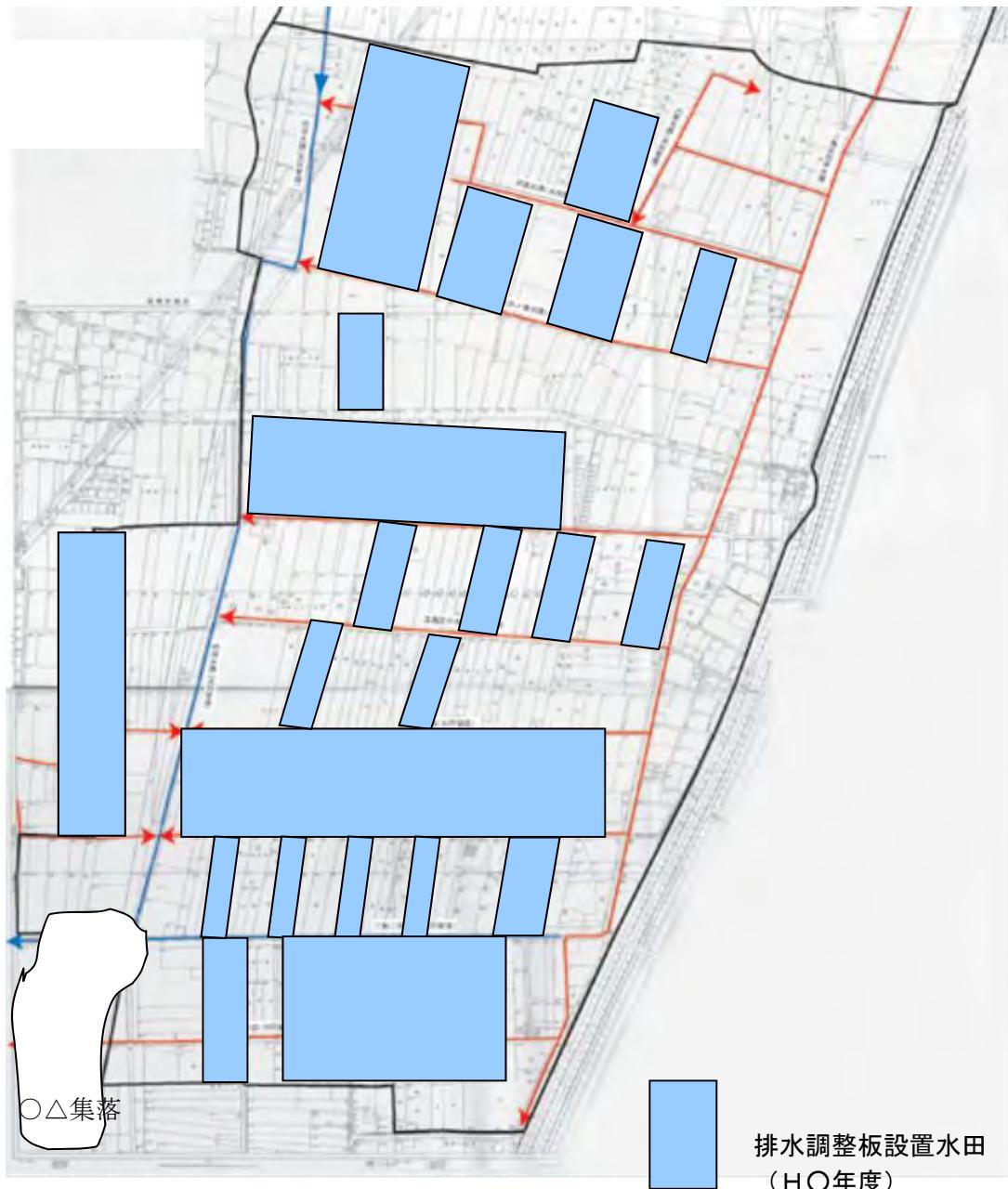
概ね下表の活動を考えている。

テーマ		水田貯留機能増進
月	活動項目・内容	参加者
4	「水田貯留機能増進・地下水かん養に係る地域計画の策定」： 年度活動計画の打合せ 「水田の貯留機能向上活動」： 排水調整板の設置	農業者、地域住民（非農家） 都市住民 農業者、都市住民
5	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時）	農業者
6	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時）	農業者
7	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時）	農業者
8	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時）	農業者
9	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時）	農業者
10	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時） 「水田の貯留機能向上活動」： 排水調整板の撤去	農業者 農業者
11		
12	「啓発活動」：水田等の貯留機能の勉強会	農業者、地域住民（非農家）、都市住民
1		
2		
3		

(別添)

水田貯留機能増進活動範囲図

(活動計画書に添付する別紙様式1)



2) 地下水かん養に係る地域計画の策定

地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、要綱基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

地下水かん養活動計画は、日々の活動が適正に行われるよう、地域を知っている有識者の意見を十分参考にして、要綱基本方針、活動内容等を設定するもので、これにより農用地や水路等が持つ地下水かん養機能の保全向上が図れます。

【活動の内容】

2-1) 地下水かん養活動の視点

水田は、作物を生産する他に、大雨を一時的に貯水して、水の流れを緩やかにする働きをもっています。また、地下水のかん養にも役立っており、水田に張った水が、徐々に地下に浸透して地下水になります。

地下水かん養活動は、こういった水田特有の役割をさらに強化するものです。例えば、水稻収穫後に、耕起を十分にして、水田からの地下浸透水の量を増やす活動があります。また、生産調整を行っている所で、作付け前に湛水し、地下水のかん養に貢献する活動もあります。

このような活動は、農用地を含め、国土を保全するという観点で重要です。

どのような活動が有効かは、地形条件、地質条件、利用できる地表水の量の条件、土壤の条件等の地域の特徴に左右されます。身近におられる有識者の助言を得ながら、無理のない計画をたてる必要があります。

なお、水田貯留機能及び地下水かん養については以下のホームページを参照して下さい。

[地下水かん養について]

地下水かん養

http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/agwater_antei/a_function/index.html

<http://www.inakajin.or.jp/midorihozen/midori/tamenteki-kino.html>

農業用地下水の利用実態

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sigen/pdf/chikasui.pdf>

2-2) 地下水かん養活動の有効な地域

地形や地質等の地域の自然環境によりますが、一般的に下流に大雨時に冠水被害がある地域がある場合では、水田貯留機能増進活動が有効であり、下流又は周辺に地下水利用地帯がある場合、地下水かん養活動が有効になります。

なお、地下水かん養活動の場合、下流や周辺に地下水利用があっても、地下の地質の状況によつては（例えば地質が水をほとんど通さない岩盤の場合等では）、活動の効果が十分得られない場合がありますので、地域の有識者や市町村の担当者等に相談します。

2-3) 地下水かん養活動の内容

地下水かん養活動は、本来持つてゐる農用地の国土保全機能を向上させるもので、具体的には活動指針に示された次のような項目があります。

No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	水田の地下水かん養機能向上活動	水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。 水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。	P208
2	水源かん養林等の保全	地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。	P210

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次頁の図のようになります。

なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要な要素になってきます。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部への啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

これらの活動の計画をまとめたものが、地下水かん養に係る地域計画となります。

地下水かん養活動の概要



○水田の地下水かん養機能向上活動
(営農以外の目的での農用地に水張り、
収穫後の耕起)

○水源かん養林の保全



2-4) 計画に記載すべき内容

保全計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（要綱基本方針）

地域の自然条件の概要を示し、水田の地下水かん養活動を行う具体的な趣旨を記載します。自然環境の概要是、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスターplan、市町村誌等を参考にし、計画の具体的な趣旨は、活動指針の活動項目を参考にします。

なお、有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

それぞれの活動の例は以下の通りです。活動内容の詳細はⅢ. 実践活動の章を参照してください。

(地下水かん養活動の例)

- ・ 営農以外の目的で水田に湛水したり、収穫後に耕起を行うことにより、水田の地下水かん養機能を向上させること
- ・ 水源かん養林の保全活動を行うこと

②活動の場所

- ・ 実践活動の範囲は、地域全体である必要はありません。
- ・ 5千分の1程度以上の地図に、この活動の範囲を示します。活動計画書に添付する位置図で代用してもかまいません。

③活動内容

- ・ 活動の内容を示します。
- ・ 実践活動及び啓発・普及の活動の内容を記載します。

④年度活動計画

- ・ 年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

<地下水かん養活動計画の例>

□○地域 地下水かん養活動計画

1. はじめに（要綱基本方針）

本地域は、歴史的に・・・・、○○山の山麓に広がる、○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ・・・・。

本地域の□△水路沿い○△集落は、混住化に伴い水源かん養域が減少している状況である。また、保水や洪水緩和、さらには自然の自浄作用による水質浄化など「緑のダム」とも呼ばれる水源かん養林も減少している。このことから、雨水が側溝や河川に一気に流れ込むことから、地下水位の低下が懸念されるところである。

地下水位の確保のみならず、河川の氾濫等を防ぐ観点からも、雨水をしみこませる山林や田畠(涵養域：かんよういき)を多く確保することが必要となっていることから、30%以上の協力水田、水源かん養林を整備することとした。

なお、本計画を設定するにあたって、有識者として、□□研究所□○主任研究員及び農業普及員 □○△氏のご意見を伺った。

活動範囲

活動の範囲は、本地域の内、30%以上の面積の水田及びかん養林で実施するものとする。
(別添活動範囲図参照)

2. 活動内容

活動は、収穫後に耕起、かん養林の整備を行ない、併せて種々の普及・啓発活動も実施するものである。

①収穫後の耕起

農機が走行したこと等により水田の表面付近は締固まった状態となる。また、水張りにより表層に粘土分が集中しているため、表層部を耕起し雨水等が浸透しやすくなる。

②水源かん養林の整備

植生面積が減少したり、枯死したりすることが無いよう、定期的に点検し機能を確保する。

③啓発・普及活動

年1回水田の貯留機能についての勉強会を開催する。

3. 年度活動計画

概ね下表の活動を考えている。

テーマ		水田貯留機能増進
月	活動項目・内容	参加者
4	「地下水かん養に係る地域計画の策定」：年度活動計画の打合せ	農業者、地域住民（非農家） 都市住民
5	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者
6	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者
7	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者
8	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者
9	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者
10	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者 農業者
11		
12	「啓発活動」：水田等の貯留機能の勉強会	農業者、地域住民（非農家）、都市住民
1		
2		
3		

(別添)

水田貯留機能増進活動範囲図

(活動計画書に添付する別紙様式1)



排水調整板設置水田
(H〇年度)

(5) 資源循環に係る地域計画の策定

地域における資源循環のために、要綱基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

資源循環に係る地域計画は、日々の活動が適正に行われるよう、地域を知っている有識者の意見を十分参考にして、要綱基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を設定するもので、これにより豊かな農村の自然循環機能の保全向上が図れます。

【活動の内容】

1-1) 資源循環活動の視点

農業は、自然の物質循環の中で、人が自然に働きかけながら営まれるものです。

この際、農村地域で産出されるものには、農作物の他に例えば以下のようなものがあります。

- ・農用地から出る枯れ草等の有機物や、農業生産に用いた資材の廃棄物等
- ・水路等の農業用施設から、底に積もった泥等
- ・集落排水施設が設置されている場合には、その施設からの汚泥

これらの物質は、再利用して、有効に利用できる資源となる可能性を持っています。

一方、地域に分布する自然エネルギー（例えば流水、風等）を電気等に変換する技術が発達しており、比較的簡単に資源を有効利用できる状況になっています。

このような状況の中、いろいろな資源の循環が促進され、有効利用することは大切な活動となります。

1-2) 資源循環活動の有効な地域

こうした、資源循環活動が有効な場所として、有機性資源や自然エネルギー資源が利用できる地域があげられます。地域が持っている有機性資源や自然エネルギー資源の量は、地域の有識者や地方自治体が把握している場合がありますので、参考にしてください。

1-3) 資源循環活動の内容

資源循環でいう「資源」には、たい肥等の有機性資源、自然エネルギー資源、農業用水等の水資源があります。これらの資源の循環を促進する活動には、活動指針に示された次に示す項目があります。

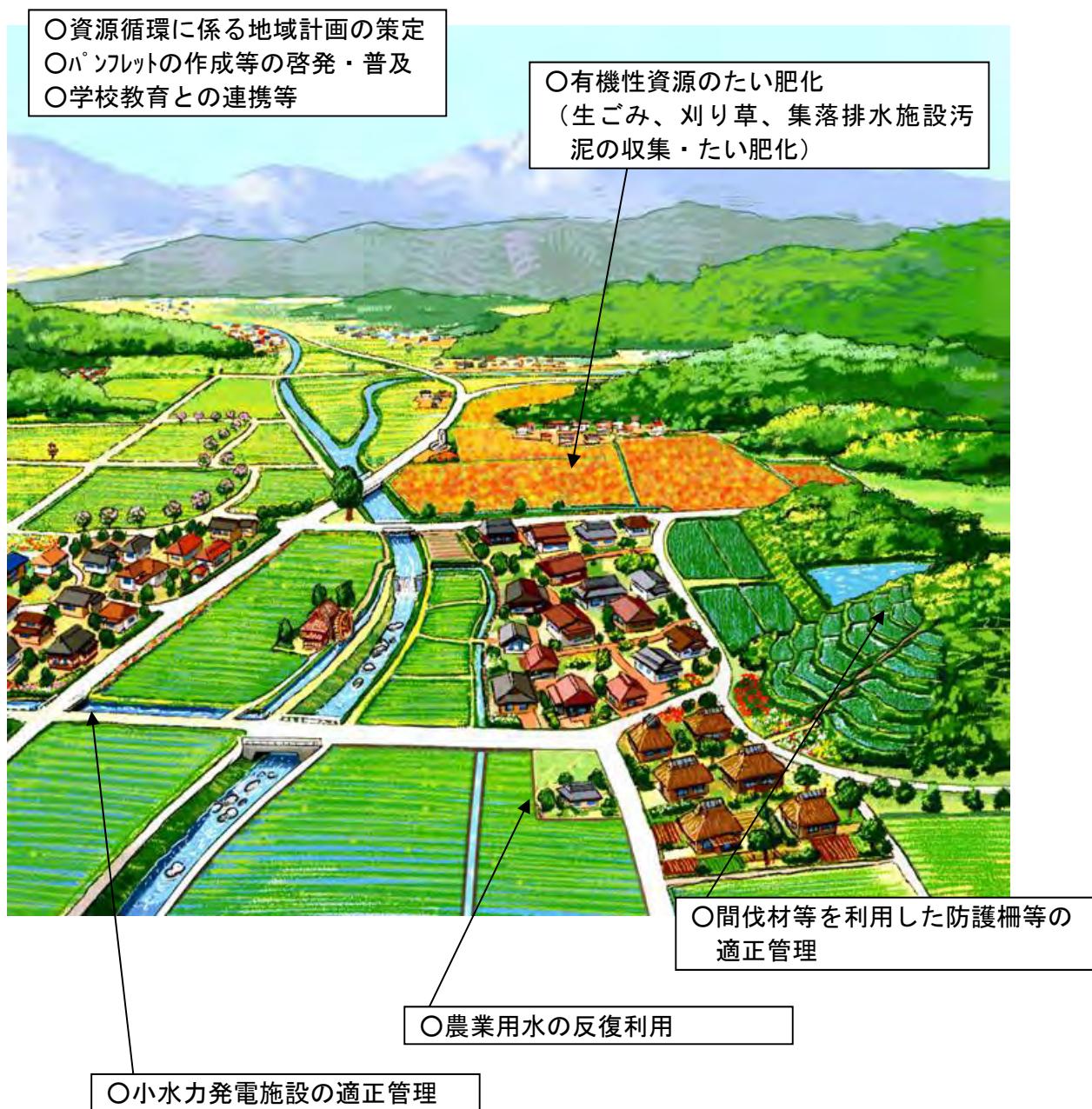
No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	有機性資源のたい肥化	地域内の資源の循環を推進するために、家庭からの生ごみ、刈り草、農業集落排水施設から発生する汚泥等を収集し、たい肥化を図ること。	p270
2	間伐材等を利用した防護柵等の適正管理	地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合等には早急な対応を行う等、適切な管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、管理すること。	p272
3	農業用水の反復利用	地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を繰り返し利用して、循環的な利用を行うこと。	p273
4	小水力発電施設の適正管理	地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるよう適正な管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置、管理することや、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。	p275

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次頁の図のようになります。

なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要な要素となります。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部への啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

これらの活動の計画をまとめたものが、資源循環に係る地域計画となります。

資源循環の項目例



1-4) 計画に記載すべき内容

資源循環計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（要綱基本方針）

地域の自然、地域内の物質循環、地域に分布する自然エネルギー等の概要を示し、資源循環活動を行う具体的な趣旨を記載します。自然環境の概要等は、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスターplan、市町村誌等を参考にし、計画の具体的な趣旨は、前節で示した「有機性資源のたい肥化」等、活動指針の活動項目を参考にします。

なお、活動の例は以下の通りです。活動内容の詳細はIII. 実践活動の章を参照してください。

(活動の例)

- ・有機性資源のたい肥化
- ・間伐材等を利用した防護柵等の管理
- ・農業用水の反復利用
- ・小水力発電施設の管理

有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

②活動の場所

- ・実践活動の範囲は、地域全体である必要はありません。
- ・5千分の1程度以上の地図に、この活動の範囲を示します。活動計画書に添付する位置図で代用してもかまいません。

③活動内容（循環する資源、循環方法等）

- ・活動の内容を示します。
- ・現場で行う活動に加え、啓発・普及の活動もあわせて記載します。

④年度活動計画

- ・年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

<資源循環計画の例>

□○地域 資源循環計画

1. はじめに（要綱基本方針）

本地域は、自然環境としては、○○山の山麓に広がる、○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ・・・・。また本地域の□△水路沿いの農用地は、有数の○□の栽培適地である。

一方、都市化に伴い、家庭からの生ごみは年々増加しており、何らかの有効活用ができるか集落で検討してきた。このため、本組織では、家庭からの生ごみを収集し、たい肥化し農用地に還元することとした。

なお、本計画を設定するにあたって、有識者として、△○高等学校教諭□凸○夫氏及び(株) □建設技師長 □○△氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域の農用地とする。

(別添活動範囲図参照)

3. 活動内容（循環する資源、循環方法等）

活動は、家庭からの生ごみの回収・たい肥化及び農用地還元並びに種々の普及・啓発活動である。

①家庭からの生ごみの回収等

概ね週1回、家庭等からの生ごみを回収する。回収した生ごみは○○に集め、たい肥化する。たい肥は、所定の農用地に還元する。

②啓発・普及活動

年1回、報告会において資源循環に関する勉強会を開催する。

4. 年度活動計画

概ね下表の活動を考えている。

テーマ	資源循環	
月	活動項目・内容	参加者
4	「資源循環に係る地域計画の策定」：年度活動計画の打ち合わせ	□○資源循環研究会、女性会合同
5	「有機性資源のたい肥化」：生ごみの収集、たい肥化	女性会、資源循環研究会役員
6	同上	同上
7	同上	同上
8	同上	同上
9	同上	同上
10	同上	同上
11	同上	同上
12	同上	同上
1	同上	同上
2	同上	同上
3	同上 「啓発活動」：報告会	同上 □○資源循環研究会、女性会合同

(別添)

資源循環活動範囲図 (活動計画書に添付する別紙様式 1)



2. 啓発・普及

(1) 広報活動・啓発活動

1) 広報活動

- ・ 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
- ・ 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。

【活動のねらい】

農業用水の保全や農地の保全等の各テーマにおける取り組みに多くの人の参加、協力を呼びかけることにより、活発な取り組みが行えます。自分たちがどのような活動をしているのか等を分かりやすく伝えることにより、活動への参加者、協力者を得ることができます。

【活動の内容】

1-1) 広報活動の実施方法

①広報手段

地域からの理解を得るために、パンフレット等の作成・頒布、看板等の設置等の広報活動を実施します。次表は、広報手段の比較をしたものです。

パンフレットや看板以外にも、ポスター、機関誌、ビデオ等を作成して紹介することができます。市区町村の広報誌へ積極的に情報提供を行い、行政が作成するパンフレット等でPRすることも考えられます。

また、地域の人だけでなく、都道府県内や全国の人に活動等を紹介する手段として、ホームページを作成し、インターネット上で情報提供をすることも有効です。

(参考) 広報手段の比較

	パンフレット、リーフレット、機関誌	ポスター、看板	ビデオ	ホームページ
伝達範囲	中	狭	狭～中	広
作成経費	低～中	低～中	高（一般には委託）	高（委託した場合）
活用にあたり工夫すべき点	配布先、レイアウト	掲示、設置場所	イベント等上映機会の確保	アクセスしてもらえるような内容

②掲載内容

パンフレット等に掲載する内容は、活動の紹介、協力の呼びかけ等、何を伝達するかによって異なります。活動の紹介の場合は、活動の計画の内容やなぜこの場所で行っているか等といったこと、協力の呼びかけの場合は、活動の必要性や活動主体とその代表者等を掲載します。

特定外来種の駆除や希少種の保護を訴える場合には、該当する生き物の写真や特徴、なぜ増えているか、減っているかと言った理由、駆除（保護）の方法等を分かりやすく記載します。

【配慮事項】

①パンフレットや看板の表現

あまり環境保全活動に関わったことがない人や興味のない人が見ても理解しやすいように、分かりやすく、また、興味をひくように表現する必要があります。図や写真、イラスト等を用いたり、印象に残るようなキャッチコピーや共通ロゴを作ったりすることを考えます。

パンフレットや看板等を自分たちで作成する場合でも、専門の会社に依頼する場合でも、自分たちが伝えたいメッセージをはっきりさせ、伝達していくことが重要です。広報活動の手段や表現方法、内容等は型にはまらず、独自の個性を生かし、その対象組織らしさを表現できるよう工夫することが必要です。

②発行、更新

できるだけ最新の情報を提供していく必要があります。予算にもよりますが、定期的な発行日又は更新日を設けると効果的です。ホームページの場合には、できるだけ頻繁に内容を更新することが重要です。

パンフレットのページ数はあまり多くなく、印刷数量は、広報しようとする対象人数を念頭に置いて決定します。

③頒布、設置

パンフレット等はイベントの時や普段から自分で配布したり、関連のある団体や行政に頒布してもらったりすることとなります。公共の場等でパンフレットを配布する場合、施設の管理者等への届けが必要になりますので注意してください。

看板等は活動場所の近くに設置すると効果的です。条例や町づくり協定等を遵守し、周囲の景観を乱さないようにするとともに、通行の障害や交通の安全を妨げないように注意します。

2) 啓発活動

- ・ 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
- ・ 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

【活動のねらい】

環境に関する科学的・技術的な知見は、日々向上しており、新たな知識や技術が次々に明らかになっています。このため、専門家から、定期的に新たな情報を吸収することは重要です。また、地域の中で、定期的に勉強会を開くことも重要です。これらのことによって、日頃その価値に気づかずに入っている地域の自然について再認識するための、きっかけを得ることができます。

地域で保全しなければならない生物を検討したり、地域の水質保全計画、農村景観形成計画等を作成するためには、環境についての幅広い知識を必要としますので、集落の寄り合い等に専門家を招き意見を聞くこと等により、自主的に知識の向上を行います。

【活動の内容】

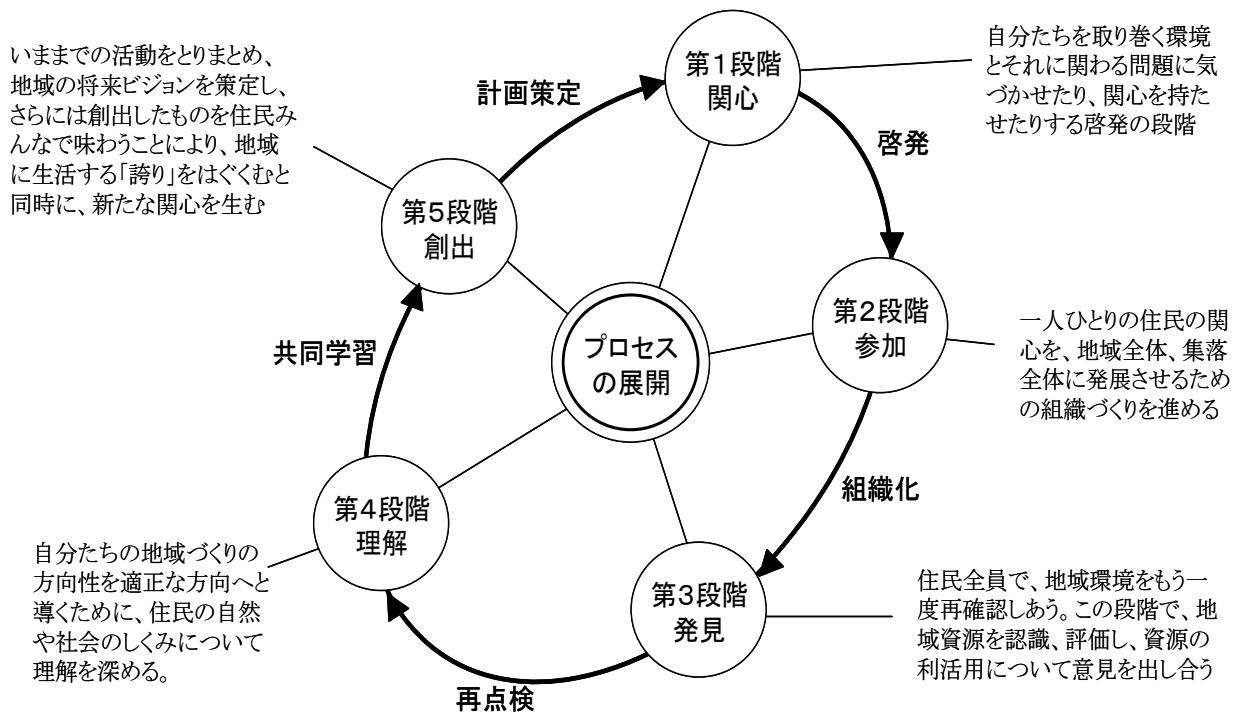
農村環境保全活動のテーマである農業用水の保全、農地の保全及び地域環境の保全について、それらの内容に詳しい方との連絡は、行政や学校と接触することにより可能になります。環境省が審査を行っている環境カウンセラー (<http://www.env.go.jp/policy/counsel/>) をはじめとして、各種の環境アドバイザーの制度があり、講師派遣等を行っているほか、農業農村整備事業の実施に伴って農村環境アドバイザーが設置されている場合もあります。また、地域の博物館員や、教員、その他にも動物や植物やその他の自然科学に詳しい方がいる場合も多くあります。これらの有識者とは日頃より連絡を密にして、有識者にも農地維持活動に関心を持ってもらうことが大切です。

【配慮事項】

農地や農業用水を効果的に保全するためには、農業者や非農家を含めた地域住民が、農地・水・農村環境等の資源に关心を持ち、自主的に活動に参加し、地域の資源を再点検・再発見し、地域の現状と課題についての理解を深め、地域の将来像について検討し、一連のプロセスの結果として計画を作成することが必要です。

更に、その計画に基づいて、適切な役割分担により実践までのプロセスを継続して行うこと が重要であり、この活動を経て生まれた新たな成果がまた新たな関心を生む、つまり保全活動 の持続性や質の向上等につながることとなります。

なお、活動の流れを図にしたのが次の図です。



(2) 地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携

1) 地域住民等との交流活動

- ・活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
- ・地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等で見られる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
- ・生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理すること。
- ・農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。
- ・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

【活動のねらい】

活動を契機として、地域住民と交流を行うことにより、多くの方々に農村の生物多様性や景観等の環境及び農用地・農業用水の保全活動への関心を持ってもらうことができます。交流の形態は、体験学習や観察会等様々ですが、農村環境に係わるものにすることが肝要です。

【活動の内容】

1-1) 交流活動の実施方法

①対象組織外の人に関心を持つてもらうための地域住民等との交流活動

農家・非農家、又は、農村住民・都市住民等にかかわらず、多くの人に関心を持つてもらい、それぞれの立場から環境保全活動に協力できるように交流活動を行います。

②自然観察会の実施

専門家や地域に詳しい人に参加、指導をしてもらい、その地域の動植物や地域の歴史、文化、暮らし等について、地域への理解を深めます。



交流活動



自然観察会

③既設取り組み団体との連携

地域の内外にかかわらず、類似の活動や目的を掲げている団体と連携することによって、より幅の広い活動を進めることができます。

④上下流域間の連携

生物多様性に配慮した水路の清掃等、同一水系や水路の上下流で連携した方が効果を發揮できる活動もあります。イベントを共同開催する等の協力を検討します。

【配慮事項】

地域住民等との交流活動や他団体との連携を行う際は、目的を明確にし意義のあるものにするようにします。また、十分な安全対策を講じることが必要です。

①きっかけづくり

参加者には、もともと農村環境の保全に対して関心がある人と、そうではない人がいるということを考慮する必要があります。自然観察会等は、参加者にその地域の環境資源の良さや大切さに気づいてもらい、活動への理解、協力につながるような「きっかけ」を提供できるように実施します。

②交流活動の広報の重要性

多くの人の協力を得るためにには、第一に交流活動や自然観察会の存在を多くの人に知ってもらう必要があります。このためには広報活動が重要になります。

③情報交換

グラウンドワーク（地域住民、企業、行政の三者がそれぞれの力を出し合って、身近な地域の環境を持続的に再生、改善、管理する活動）等、他団体と協力して活動範囲を広げられるような活動を目指します。この際、活動計画の立案段階等では、お互いの意思統一のために、しっかりと情報交換をしていくことが重要です。

2) 学校教育等との連携

農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

【活動のねらい】

農村地域がはぐくむ自然環境は、人の働きかけによって成り立っているものです。また、農用地は食料の生産の他に、洪水を防止したり、地下水をかん養したりといった多くの役割を持っています。

これらのことと、次世代の子供たちに伝えていくことは、重要なことと考えられます。

【活動の内容】

学校教育等との連携の方法は、地域の状況によって異なってきます。

次に示すような方法から地域の状況にあった活動を考えることが肝要です。

①田んぼの学校の開催又は協力

「田んぼの学校」は、農用地を遊びと学びの場として活用することにより、農用地と水路等の農業用施設への理解を深めるとともに、農村の持つ多くの働きを通して、環境に対する豊かな感性と見識を持つ者を養成していくことをねらいとしています。

田んぼの学校は、多くの実施主体があります。近くで実施しているところが有りましたら、是非情報を収集してください。

「田んぼの学校支援センター」HP <http://www.tanbonogakko.net/>

②田んぼの生きもの調査の実施

この調査は、農業農村整備事業を、環境との調和に配慮したものにするために実施されていたもので、水田周辺水域の生物多様性の現状を把握する調査です。調査への協力の方法としては、調査の場所の提供等があります。

「田んぼの生き物調査」については、以下のホームページに解説と調査マニュアル等が掲載されています。

<http://www.acres.or.jp/Acres/chousa/main.htm>

③出前講座の実施

農業、農村が持ついろいろな働きについて、学校に出向いて出前講座を行います。農業、農村が持つ重要性や働きを伝えることは、将来を担う子供たちに農業について理解をもってもらう上で非常に大切なことです。

④遠足の場、写生の場等の提供

景観形成の活動を行っているところでは、遠足の場や写生の場を提供することもあります。

⑤体験学習の場の提供

田植えや稲刈り等の農作業等を通じて、農用地、農業用水等の働きや重要性を子供たちに教えます。

【配慮事項】

①学校側との日頃の緊密な連携

日頃より、農業、農村が持ついろいろな働きや大切さを学校の先生等と話し合っていることが重要です。

②野外活動での安全の確保等

子供は、大人が考える以上に危険なことをします。野外活動では安全に十分配慮するとともに、傷害保険に加入する等の配慮が必要です。

野外活動を行う時期は、日差しの強い夏の場合が多いので、熱中症に注意し、定期的な休憩と、十分な水分補給を行うような配慮が必要です。落雷等にも注意します。

また、更衣場所、トイレ、手足の洗い場、水の確保が必要です。

③農に対する思いをわかりやすい言葉で子供に話す

農業、農村が持ついろいろな働きを、基本的なところからわかりやすく子供たちに伝えていく必要があります。例えば「多面的機能」と言う用語がありますが、子供たちにとって非常に難しい用語と考えられます。「田んぼが持ついろいろなはたらき」といった、できるだけ簡単な言葉に言い換えるように努めます。

【学校教育等との連携】

～活動例 1～

・活動対象

水田（面積 84ha）

・活動内容

本地区は、下流の地下水のかん養のために、転作田の非耕作期に、水を張る活動を実施している。水田の地下水かん養の働きを、小学生に教えるため、田んぼの学校を開催し、水田の中での運動会を実施した。室内では出前講座を実施した。

・活動時期

7月

・参加者

農業者、水土里ネット、地域住民、小学生



田んぼの学校の開催状況



出前講座の状況

～活動例 2～

2

・活動対象

遊休農地（面積 59ha）

・活動内容

本地区は、地域の環境保全活動の一環として、水田地帯の生物多様性の状況を教えるために、専門家の指導を受けながら田んぼの生きもの調査を実施しています。特に環境保全の対象種は限定していない。

・活動時期

7月

・参加者

農業者、水土里ネット、地域住民、小学生



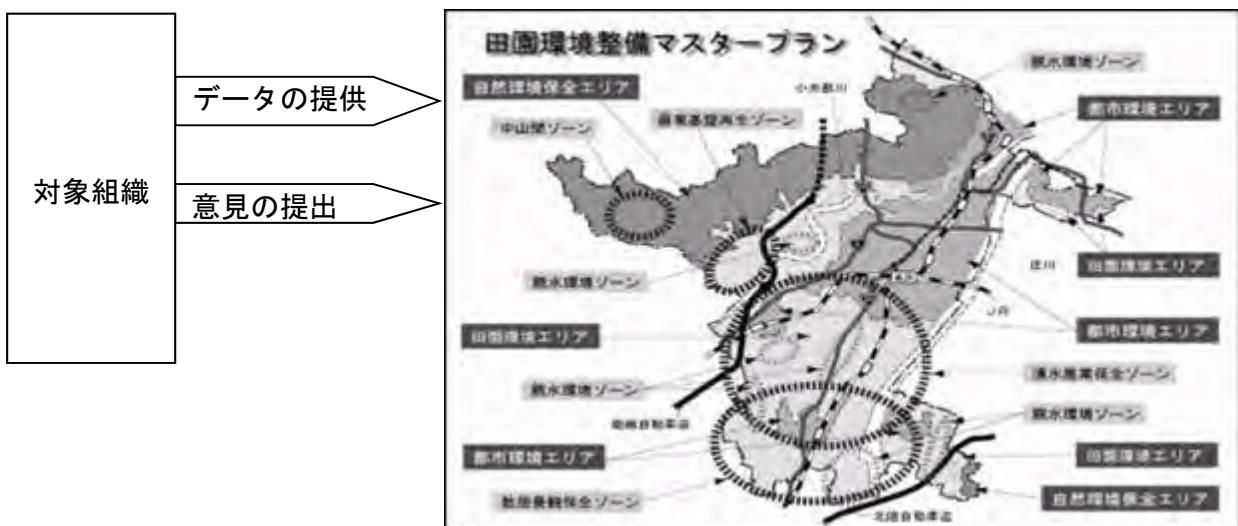
3) 行政機関等との連携

- ・市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。
- ・市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿したりすること。

【活動のねらい】

田園環境整備マスタープランは、市町村が作成するもので、「地域の環境概況」、「現状と課題」、「将来的な地域環境のあり方」、「事業による整備に当たっての環境配慮のあり方」等の基本事項を取りまとめるとともに、「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）と「環境配慮区域」（環境への影響緩和等について配慮した工事を実施する区域）を定めたものです。

市町村が田園環境整備マスタープランをとりまとめ際に、農作業や集落活動で得られた自然環境データを提供することにより、市町村の範囲全域の詳細な環境情報や地域の課題や将来的な地域環境のあり方について、田園環境整備マスタープランの内容に反映されます。



計画策定／啓発・普及／実践活動
広報活動・啓発活動／交流活動・連携／取り決め

(3) 地域内の規制等の取り決め

農村環境保全活動を推進していくために、規制(ルールや約束事等)について、地域の合意の下で取り決めること。

【活動のねらい】

地域においては、草刈り、泥上げ等の農地維持活動に関して独自の取り決めが有ります。例えば□〇水路の泥上げは4月第1土曜日に行うといった時期的なもの、上げた泥は△〇で処分するといった活動の内容に関するもの等があります。

【活動の内容】

環境保全活動における地域内の規制等の取り決めには以下のようなものが考えられます。

1) 環境保全活動における地域内の規制等の取り決めの種類

①生物多様性保全

水田を活用した生息環境の提供で、鳥の保護のために活動を行っている場合、地域内で、「重機の使用等による騒音*を、生物への影響がないレベルに抑制する」、「ねぐらとしている区域への立ち入りを制限する」といった取り決めをする等が考えられます。

*環境基準値は、人の生活環境を守るために設けられた基準のため、騒音レベルの値が環境基準値を下回る場合でも、生物に影響を与える場合があります。

②水質保全

「沈砂池に土砂がたまっていることに気がついたら、誰でもいいので、対象組織の担当者に早急に通報する」といった取り決めをすることが考えられます。

③景観形成・生活環境保全

地域の特徴ある景観を保全するために、家屋等の形状、色、材質等の統一、景観作物の植栽といった協定を結ぶことが考えられます。

地域が、市町村が策定する景観農業振興計画に位置づけられている場合は、その計画に沿った形で協定を結ぶことが必要となります。

【配慮事項】

上記の様な取り決めは、地域の住民全員の協力が無ければ効果的ではないものであり、かつ、個人の利害に關係する場合が多いと考えられますので、取り決めを行う際には、十分な意見交換が必要です。

【地域内の規制等の取り決め】

～活動例～

・活動内容

<景観むらづくり協定>

農村の豊かな風景を次代に引き継いでいくため、景観に関する協定を地区住民自らが結んでいます。

景観むらづくり協定は、「こぢんまりとしたむら里のたたずまい」「開放感ある景観の連續性」「自然な風合い」を基本に、建築物を新築・改築する際は、階数は2階以下、和瓦等を使った伝統的な傾斜屋根、外壁はしっくいや羽目張り、色は灰色又は黒、褐色、茶色とすること等のルールを定めています。敷地の緑化、維持・管理に務めることや、コンクリート造りや大型建築物の自肅ほか、広告物や自動販売機の設置にも規制があります。

・参加者

地域住民